

警 察 署 協 議 会 会 議 録

西警察署協議会

開催年月日時	令和 5年 2月15日 午後 4時00分 から 令和 5年 2月15日 午後 5時20分 まで	
開催場所	西警察署 5階大会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下9名
	警察署	署長、副署長、会計管理官、刑事管理官、 総務課長、留置管理課長、地域課長、 生活安全課長、刑事第一課長、刑事第二課長、 交通課長、警備課長、事務局
議 事 概 要		
<p>【開会】</p> <p>〈会長挨拶（要旨）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本日は、西警察署協議会にお集まりいただき感謝を申し上げます。 ○ 西区は近年、目覚ましい発展により、街の移り変わりも激しく、西ノ浦や二見ヶ浦も有名な観光地になり、人の往来も多くなった。 ○ 今後の西区のためにも、有意義な会議にすべく、率直な御意見を願います。 <p>〈署長挨拶（要旨）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平素から、西警察署の運営に深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。 ○ 西警察署管内の刑法犯認知件数は、平成18年の開庁以来、減少を続けていたが、昨年中は僅かに増加に転じ、特に顕著な傾向として、ニセ電話詐欺の被害件数、被害額が大幅に増加した。そのような中、「だまされた振り作戦」によるニセ電話詐欺被疑者や広域常習窃盗被疑者の逮捕、前年を大幅に超える飲酒運転被疑者の検挙などの実績を上げることができ、更に、性犯罪の検挙率は100パーセントと、署員が一丸となって活動した結果を残すことができた。 ○ 今年も、西警察署運営指針等に従って、全力で西区の治安維持に努めていく所存であるので、引き続き皆様の御協力と御支援を願います。 <p>〈報告事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 福岡県警察署協議会会長連絡会議の結果報告（会長） 2 令和5年西警察署運営指針について（副署長） <ol style="list-style-type: none"> (1) 西警察署最重点目標 <ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力団の壊滅 ○ 飲酒運転の撲滅 ○ 性犯罪の根絶 (2) 西警察署重点目標 		

議 事 概 要

- ニセ電話詐欺対策の強化
- 児童虐待・ストーカー・DV等への的確な対処
- サイバー空間の脅威への的確な対処
- 重要凶悪事件の徹底検挙
- 薬物事犯対策の強化
- 子供・高齢者等の交通事故の抑止
- テロの未然防止と災害対策の強化
- 社会の変化に適応する警察基盤の強化

3 令和4年中の西区治安概況等について（総務課長）

(1) 令和4年中の西区治安概況

- 罪種別認知件数
- 110番受理件数
- 交通事故発生状況
- 令和5年上半期交通取締り重点

(2) 警察活動報告について

- 西福岡犯罪被害者支援協議会の開催
- ニセ電話詐欺被害の防止活動
- 北崎駐在所の移転

〈質疑応答〉

○ ニセ電話詐欺について

委員から、「西警察署管内におけるニセ電話詐欺被害の手口について教えて頂きたい。」旨の質疑があり、刑事第二課長から、「ニセ電話詐欺被害認知件数26件のうち、キャッシュカード詐欺盗が8件で約1,800万円、還付金詐欺が8件で約1,340万円、架空料金請求詐欺が4件で約2,930万円、オレオレ詐欺が3件で約400万円などとなっている。」旨の回答があり、署長から、「被害者の中にはニセ電話詐欺への知識を有しているにもかかわらず、被害に遭っている方もいることから、引き続き、あらゆる機会を通じて、ニセ電話詐欺の被害防止について注意喚起を行う。」旨の発言があった。

○ 飲酒運転の取締りについて

委員から、「飲酒運転の取締りはどのように行っているのか。」旨の質疑があり、交通課長から、「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例などに基づき、毎月25日を飲酒運転撲滅の日、8月25日から31日までの1週間を飲酒運転撲滅週間と定め、集中的に広報啓発活動や取締りを実施している。また、夜間の交通取締りを実施しているほか、地域のパトカーが警ら活動を通じて交通取締りなどを行っている。」旨の回答があった。

○ 自転車の通行方法について

委員から、「車道と歩道が区別されている場所の自転車の通行方法について伺いたい。」旨の質疑があり、交通課長から、「自転車は車道を通るのが原則で、歩

議 事 概 要

道を通るのは例外であり、自転車は車道の左端によって左側通行しなければならない。なお、道路標識で指定された場所などは自転車も歩道を通行することができるが、その場合でも、歩道は歩行者が優先で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければならない。」旨の回答があった。

○ 自転車乗車時のヘルメットの着用義務化について

委員から、「今年4月から自転車に乗車する時のヘルメットの着用が義務化されるが、罰則はどのようになっているのか。」旨の質疑があり、交通課長から、「道路交通法の改正により、今年4月1日から、全ての自転車利用者へのヘルメットの着用が努力義務となる。罰則規定はないが、非着用の場合、着用時に比べ自転車事故における致死率が何倍も高まることから、引き続き、街頭活動や交通教室での広報啓発活動を行う。」旨の回答があった。

【閉会】

以上で、令和5年第1回西警察署協議会を閉会する。